

財務計算テキストチェックゼミ

第5回

テキスト④第3～11章

純資産の部, S／S, 分配可能額, スtock・オプション

資格の学校
TAC

オンライン開催

2022.07.27

ゼミ参加における注意点(再掲)

- ◎ 問題演習(アウトプット演習)は必須です！こちらは本ゼミでは行えないので、必ず自身で行ってください！
- ◎ パネリスト参加がおすすめです！緊張感の中でテキストの内容を思い出す練習ができます！緊張しやすい方には特におすすめします！
- ◎ 必ず予習をする！！予習不十分の状態でパネリスト参加はやめてください！参加型のゼミなので、他の人の迷惑になります・・・
- ◎ 必ず復習をする！！ただし、必ず「テキスト」に戻るようにしてください！使用したレジュメは配信しますが、あくまでも補助教材です。丸暗記×
- ◎ 本ゼミはあくまでも補助教材なので、通常講義やトレーニング演習を優先すること(入門生よりも再受験者推奨！！)

ゼミ運営のルール(再掲)

- ① 12月必ず合格する！！
- ② 当てられたら必ずミュートを解除してください！！
- ③ 当てられていないときも、当てられたつもりで、答えを考えましょう！
- ④ 質問は最後にまとめて受けます！！わからないことはなるべくこの時間に解消しましょう。
- ⑤ まだまだ試行錯誤のところがあるので、不手際等あれば申し訳ありません。
- ⑥ なるべく当てられる側になりましょう！視聴者参加だと効果は大半減します。
- ⑦ ゼミとは別で自分自身で計算演習は進めること。
- ⑧ 参加者が多いと全員当てられない可能性もあります。
- ⑨ 悪口などは絶対に禁止をお願いします！！

ゼミ運営のルール(再掲)

- ⑩ゼミとは別に計算演習は必ずしてください！
- ⑪ 質問中はテキストを見てはいけません。全部終わってからテキストを開いてください。
- ⑫ わからなかったことを後で確認できるように何かメモする紙があったほうがいいです。スライドは配信するので、メモを取り過ぎてゼミを聞いているいないことのないようにしてください！
- ⑬電卓も持ってきてください！
- ⑭ 勉強仲間がいる人は友達同士でもゼミをやってみましょう！
- ⑮他の科目でも、テキストを見ずに思い出すという勉強法は活用できますよ！
- ⑯Twitterやっている方は「#TACテキチェ」で感想をつぶやいてくださいー！！

※テキストチェックゼミ, 名前が長いので「テキチェ」を略称にします～

テキスト④第3章～7章 純資産の部

Q

純資産について区分ごとに勘定科目を答えてください。

A

◎株主資本

- ・資本金
- ・資本剰余金⇒資本準備金, その他資本剰余金
- ・利益剰余金⇒利益準備金,
その他利益剰余金
→任意積立金, 繰越利益剰余金
- ・自己株式

◎株主資本以外の項目

- ・評価・換算差額等
- ・株式引受権
- ・新株予約権

Q

資本剰余金と利益剰余金の違いを説明してください。

A

資本剰余金→資本取引(株主との取引)により増減する。

利益剰余金→損益取引により増減する。

※配当は資本取引であるが、利益剰余金が増減する。

Q

利益準備金と繰越利益剰余金の違いを説明してください。

A

利益準備金→配当不能部分

繰越利益剰余金→配当可能部分

Q

決算振替手続きで行われる、損益振替と資本振替がどのような手続きか説明してください。

A

損益振替・・・収益，費用項目を損益勘定に振り替える。

(借) 諸	収	益	×××	(貸) 損		益	×××
(借) 損		益	×××	(貸) 諸	費	用	×××

資本振替・・・損益勘定で算定された当期純利益を「繰越利益剰余金」勘定に振り替える。

(借) 損		益	×××	(貸) 繰越利益剰余金		×××
-------	--	---	-----	-------------	--	-----

A 【追加解説】

- ・収益及び費用項目は損益振替及び資本振替により残高がゼロとなり，帳簿を締め切る。
- ・資産，負債及び資本の各勘定は残高を次期に繰り越した上で，帳簿を締め切る。
(テキスト①巻末第4章も参照)

Q

剰余金の配当について、その会計処理方法を説明してください。

A

TAC

① その他資本剰余金からの配当

(借) その他資本剰余金	×××	(貸) 資本準備金	×××
		未払配当金	×××

② 繰越利益剰余金からの配当

(借) 繰越利益剰余金	×××	(貸) 利益準備金	×××
		未払配当金	×××

準備金計上額（いずれか小， i がマイナスの場合はゼロ）

$$i \quad \text{配当時における資本金} \times \frac{1}{4} - \text{配当時の準備金}$$

$$ii \quad \text{配当} \times \frac{1}{10}$$

Q
株式の発行時の会計処理を教えてください。

A

原則，払込金額は全額資本金とする。

例外として，2分の1を超えない額は資本金に計上しない(資本準備金として計上する)ことができる。

Q

自己株式の会計処理について、注意する点をあげてください。

A 付随費用はすべて営業外費用とする。
無償取得は、自己株式の数の方の増加とする。
自己株式処分差額をその他資本剰余金で処理する。

自己株式は取得原価で株主資本から控除する形式で表示する。

自己株式の処分と新株の発行を同時に行った場合は、自己株式処分差益か処分差損かで処理が異なる。

自己株式を消却した場合、自己株式の簿価をその他資本剰余金から減額する。

決算時にその他資本剰余金が負の値となった場合、その他資本剰余金がゼロとなるよう、繰越利益剰余金を減額する。

- Q
1. 募集株式 1,000株 (うち新株の発行 900株, 自己株式の処分 100株)
 2. 募集株式に関わる払込金額20,000円
 3. 資本金組入額は会社法規定の原則とする。
 4. 自己株式の帳簿価額が1,500円

上記より, 資本金の増加額を答えてください。

A

18,000円

(借) 現 金 預 金	20,000	(貸) 資 本 金	18,000
		自 己 株 式	1,500
		その他資本剰余金	500

(注) 自己株式処分差益が発生する場合、資本金等増加限度額は新株に対する払込金額となる。

Q

1. 当社はB社を合併した(取得企業は当社である)。
2. B社株主へ当社株式 1,000株(うち新株の発行 900株, 自己株式の処分 100株)を交付した。
3. 合併期日におけるB社の資産の時価は20,000円, 負債はないものとする。
4. 増加すべき払込資本は全額, 資本金とする。
5. 自己株式の帳簿価額が1,500円

上記より, 資本金の増加額を答えてください。

A

18,500円

(借) 諸	資	産	20,000	(貸) 資	本	金	18,500
				自	己	株	式
							1,500

合併においては、増加資本の額から処分した自己株式の帳簿価額を控除した額を、払込資本の増加（当該差額がマイナスの場合にはその他資本剰余金の減少）として処理する。

Q

有価証券の無償取得時の処理方法を説明してください。

A

有価証券を時価で測定し、有価証券受贈益(特別利益)を計上する。

(テキスト①第4章参照)

(借) 有 価 証 券	×××(*1)	(貸) 有価証券受贈益	×××
		(特 別 利 益)	

(*1) 受け入れた有価証券の時価

Memo: 自己株式と異なる！！

Q

自己株式の無償取得時に、数のみの増加として処理をする理由を説明してください。

A

自己株式を無償取得しても資産は増加しない。株主間の富の移転が生じているのみであり、会社の株主持分額の変動は認識されないため。(理論テキスト参照)

Q

なぜ自己株式の処分差額はその他資本剰余金とするのか説明してください。

A

自己株式に関する取引を資本取引と考えている。

新株の発行と同様の経済的実態→株主からの払込資本と同様の経済的実態。

自己株式処分差益についてはその他資本剰余金と同様に分配可能額からの控除項目とされていない。(理論テキスト参照)

Q

次の文章の誤っている点を答えてください。
また、正しい処理を行う理由を説明してください。

「負の値となったその他資本剰余金は、その都度繰越利益剰余金で補填する。」

A 負の値となったその他資本剰余金の補填はその都度ではなく、会計期間末において行う。

その他資本剰余金の額の増減は同一の会計期間内に反復的に起こりうるが、問題文の方法を採用した場合には、その他資本剰余金の額の増加と減少の発生順番が異なる場合に結果が異なることとなるため。

(理論テキスト参照)

Q

新株予約権の発行時及び権利行使時の
会計処理を説明してください。

A

- ・発行時

「払込金額」をもって、新株予約権を計上する。

- ・権利行使時

新株予約権の「払込金額」と「権利行使価額」の合計額が新株の払込金額（自己株式の処分の対価）となる

Memo:「払込金額」と「権利行使価額」の違いに注意！

Q

転換社債型新株予約権付社債とは何か説明してください。

また、発行者における会計処理について、転換社債型以外の新株予約権付社債との相違点を説明してください。

A

①社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと, ②新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすることを, あらかじめ明確にしている新株予約権付社債

会計処理↓

	発行者側	取得者側
転換社債型新株予約権付社債	区分法 or 一括法	一括法
転換社債型以外の新株予約権付社債	区分法	区分法

Q

新株予約権付社債の権利行使時(区分法, 社債払込の場合)の会計処理を説明してください。(仕訳と金額など)

(借) 社	債	×××	(貸) 資	本	金	×××
新 株 予 約 権		×××				

新株予約権の対価部分(簿価)と社債の対価部分(権利行使時の簿価)の合計額が新株の払込金額(自己株式の処分の対価)となる。

Q

転換社債型新株予約権付社債に関するテキストの例題6－5において、一括法においては償却原価法を適用していませんが、区分法においては償却原価法を適用していました。その理由を説明してください。

A 社債の払込部分と新株予約権の払込部分の合計金額が額面と同額であったため。

この場合、一括法によると発行時における社債の簿価＝額面となり、償却原価法は適用しない。

一方で区分法の場合、社債の簿価≠額面となり、償却原価法を適用する。

Memo: 一括法でも償却原価法を適用することあり。

Q

自己新株予約権の会計処理について、自己株式の会計処理との相違点をあげてください。

	自己株式	自己新株予約権
取得時の付随費用	取得に要した支出額をもって，取得原価とする（付随費用は取得原価に加算しない）。	自己新株予約権の時価に取得時の付随費用を加算して取得原価を算定する。
保有時	株主資本の末尾に「自己株式」として一括して控除する形式で表示する。	原則として，純資産の部の新株予約権から直接控除する。
消却時	消却対象となった自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額する。	消却した自己新株予約権の帳簿価額とこれに対応する新株予約権の帳簿価額との差額を「自己新株予約権消却損（又は消却益）」等の適切な科目をもって，当期の損益として処理する。
処分時	自己株式処分差益は「その他資本剰余金」に計上し，自己株式処分差損は「その他資本剰余金」から減額する。	処分した自己新株予約権の帳簿価額と対価との差額を「自己新株予約権処分損（又は処分益）」等の適切な科目をもって，当期の損益として処理する。

Q

前問のように、自己株式と自己新株予約権で相違点が生じる理由は何か説明してください。

A

自己株式に関する会計処理は株主との取引であるから「資本取引」、自己新株予約権に関する会計処理は株主との取引ではないことから「損益取引」と考えている。

テキスト④ 第8・9章 株主資本等変動計算書

Q

株主資本等変動計算書について、株主資本とそれ以外でその表示方法の相違点を説明してください。

A

- ・株主資本の各項目は，当期変動額を変動事由ごとに金額を表示する。
- ・株主資本以外の各項目は，原則として当期変動額を純額で表示する。ただし，当期変動額を主な変動事由ごとにその金額を表示することができる。

Q

株主資本等変動計算書において、当期末残高の金額はどのように計算されるか説明してください。

A

当期首残高（前期の貸借対照表の金額）と
当期変動額を合計した金額が当期末残高
となる。

Memo:連結財務諸表の問題で意識する！

Q

株主資本等変動計算書において、下記の取引について株主資本合計の事業年度中の変動額合計への影響額を教えてください。

①株主総会で任意積立金25円の積立が決議された。

②自己株式10円(帳簿価額)を募集株式の発行手続により13円で処分した。

A

①0円

(借) 繰越利益剰余金 (S/S 任意積立金の積立)	25	(貸) 任意積立金 (S/S 任意積立金の積立)	25
-------------------------------	----	-----------------------------	----

②13円

(借) 現金預金	13	(貸) 自己株式 (S/S 自己株式の処分)	10
		その他資本剰余金 (S/S 自己株式の処分)	3

Q

株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金について、主な変動事由ごとにその金額を表示する場合に、その他有価証券の売却による増減に計上される金額を説明しなさい。

A

前期末において「時価評価対象」であつた
その他有価証券についての投資有価証券
売却損益の金額。

税効果を調整前の額，調整後の金額のい
ずれによることもできる。

テキスト④ 第10章 分配可能額

Q

以下の文章の誤っている点を指摘して、正しく修正してください。

分配可能額は、前期末貸借対照表における「その他資本剰余金＋任意積立金＋繰越利益剰余金」により算定する。

A

前期末貸借対照表ではなく、分配時における「その他資本剰余金＋任意積立金＋繰越利益剰余金」とする。

期中の剰余金の変動額を反映すること。

Q

分配可能額の算定上、剰余金の金額以外で考慮する項目を挙げてください。

A

分配時における自己株式
期中の自己株式の処分の対価
前期B/Sにおけるその他有価証券評価差額
金のマイナス残高
臨時計算書を作成する場合（臨時決算日ま
での利益など）
のれん等調整額に関する分配制限額

Q

分配制限額の算定における「のれん等調整額」及び「資本等金額」はどのような金額か説明してください。

A ・のれん等調整額

のれん $\div$ 2 + 繰延資産

Memo: 換金性のないもの

・資本金等金額

資本金 + 資本準備金 + 利益準備金

Memo: 配当できないもの

注意: どちらも前期B/Sにおける金額！

テキスト④ 第11章 ストック・オプション

Q

ストック・オプションの費用計上額の算定方法を説明してください。

$$\begin{aligned} \text{費用計上額} = & \text{公正な評価単価} \times (\text{ストック・オプション数} - \text{失効見積数}) \\ & \times \frac{\text{対象勤務期間のうち当期末までの期間}}{\text{対象勤務期間}} - \text{既計上額} \end{aligned}$$

Memo:ストック・オプションは数値の情報が
多いので、必要な情報を判断出来るように！

Q

ストック・オプションの公正な評価単価の変動に関して、①条件の変更が無い場合及び②条件の変更により公正な評価単価を変動させた場合に分けて、計算に用いる公正な評価単価や費用計上額を説明してください。

A ①条件の変更が無い場合

付与日現在で算定し、その後は見直さない。(付与日説, 理論テキスト参照)

②条件の変更により公正な評価単価を変動させた場合

- ・条件変更により公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を上回る場合, 追加的に費用計上する
- ・条件変更により公正な評価単価が付与日における公正な評価単価以下となる場合, 条件変更前から行われてきた費用計上を継続する

Q

条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価以下となる場合には、条件変更前から行われてきた「ストック・オプションの付与日における公正な評価単価に基づく公正な評価額による費用計上」を継続するが、その理由を説明してください。

A

ストック・オプションの条件変更は、ストック・オプションを従業員等にとってより価値あるものとするために行っているにも係わらず、かえって費用を減額させるというパラドックスを回避するため。

Q

ストック・オプション数の変動について、
①失効の見積数に重要な変動が生じた場合及び②条件変更により変動が生じた場合の会計処理を説明してください。

A ①失効数の見積の変動

その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上する。

②条件変更

条件変更前から行われてきた費用計上を継続して行うことに加え、条件変更によるストック・オプション数の変動に見合うストック・オプションの公正な評価額の変動額を、以後、合理的な方法に基づき残存期間にわたって費用計上する。

A

【追加解説】見直した期の損益にするとは

例題11-3参照(失効見込7名→6名に変更, 当期末が21ヶ月目)

(※2)8,928,000について,

・元のSO数による1年分

@ $1,600 \times 160$ 個 $\times$ (75名 - 前期までの失効見込7名)

$\times 12$ ヶ月 / 24 ヶ月 = 8,704,000

・見直しによる損益の増加

@ $1,600 \times 160$ 個 $\times$ 見込み修正による増加1名

$\times 21$ ヶ月 (付与日～当期末) / 24 ヶ月 = 224,000

$8,704,000 + 224,000 = 8,928,000$

と分解して考えることができる。

つまり, 見直しによる変更224,000を見直した期(×4年度)の損益とした。

Q

前問において、ストック・オプション数の変動に関して①失効の見積数に重要な変動が生じた場合と②条件変更により変動が生じた場合で会計処理が異なる理由を説明してください。

A ①失効の見積数の変動

環境の変化等の企業が意図しないストック・オプション数の変動の場合、その影響額を見直した期の損益として計上することとされている。

②条件変更

企業の意図による条件変更の結果，ストック・オプション数に変動が生じた場合には，将来にわたる効果を期待して条件変更を行ったものと考えられるため，その影響額は条件変更後，残存期間にわたって反映させる。

(計算テキスト④p.202参考及び，理論テキスト参照)

Q

費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更があった場合の会計処理を説明してください。

A

当該条件変更前の残存期間に計上すると見込んでいた金額を、以後、合理的な方法に基づき新たな残存期間にわたって費用計上する。

Q

業績条件の達成見込みに変更があった場合、どのように会計処理を行うか説明してください。

A

変更後の費用配分期間に基づきその期までに費用として計上すべき額と、これまでに費用計上した額との差額を、変更した期の損益として計上する。

注：条件変更の処理と混同しないこと。